

災害時における調査の相互協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、新潟県と公益社団法人地盤工学会北陸支部が、地盤災害発生時に高度な専門性が必要な場合の調査及び地域の防災力向上に関する相互協力の方法を定めるものとする。

(協力の内容)

- 第2条 新潟県知事(以下「甲」という。)は、地盤災害が発生し必要と認めるときは、県地域防災計画に基づき、公益社団法人地盤工学会北陸支部長(以下「乙」という。)に調査等の実施を要請することができるものとする。
- 2 乙は、前項に定める要請があったときは、学術的領域の専門調査が必要かどうかを検討し、調査の実施の可否を回答するとともに、調査の実施が可能なときは、速やかに被災状況を調査し、甲へ報告するものとする。
- 3 乙は、地盤災害が発生し、自らが被災状況を調査する必要があると認めるときは、甲に被災状況の調査に関する協力を要請することができるものとする。
- 4 甲は、前項に定める要請があったときは、支部の実施する調査に可能な限り協力するものとする。

(連絡体制)

第3条 甲と乙は、毎年4月1日までに、第2条に定める調査等に関する連絡担当者を決定し、速やかに必要な情報を相互に報告し、この者を窓口として要請等のやりとりを行うものとする。翌年3月31日までの間において、連絡担当者等の変更が生じた場合も同様とする。

(調査要請の手続き)

- 第4条 甲は、乙に第2条第1項に定める調査の要請を行うにあたっては、あらかじめ次の事項を文書により通知する。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合には、事後において速やかに文書を送付するものとする。
- (1) 調査の場所
 - (2) 被害の状況
 - (3) 調査の内容
 - (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第5条 第2条第1項に基づき乙が実施する調査等において、調査費用が伴う場合には、甲は乙

に対してその費用を支払うものとする。

2 第2条第3項に基づき乙が実施する調査の費用は、乙の負担とする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のどちらからも申出がないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙 押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年 / 月 8 日

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県知事 花角英世



乙 新潟県新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルII 7F
公益社団法人 地盤工学会北陸支部
支部長 穴田文浩

